

兵労発基 0522 第3号  
令和5年5月22日

一般社団法人兵庫県電業協会 会長 殿

兵 庫 労 働 局 長

### 騒音障害防止のためのガイドラインの改訂について（周知依頼）

平素は、労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、労働安全衛生法及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、その対策を図ってきたところです。

しかしながら、騒音性難聴の発生は後を絶たない状況が続いていることから、更なる騒音障害防止対策を進める必要があります。

当局におきましても、今後、関係事業場に対して改訂されたガイドラインの周知を図り、騒音障害防止対策の徹底をしていただくこととしております。

つきましては、貴団体におかれましても、騒音障害防止対策の重要性をご理解いただき、傘下事業場、会員等に対して、改訂後のガイドラインについて周知いただきますとともに、騒音障害防止対策の推進に特段のご配意を賜りますようお願い申し上げます。